

社会福祉法人 啓真会 福祉サービスに関する苦情解決の第三者委員

新任・再任 の別	氏名	性別	住所	親族等 の関係	役職要件
再任	太田 祐一	男性	新潟市西区大友	無	法人評議員
再任	細川 正博	男性	新潟市西区内野町	無	法人監事

○福祉サービスに関する苦情解決実施要綱

(第三者委員)

第7条 啓真会に、第三者委員を置く。

2 第三者委員は、複数とし、評議員又は監事（理事を除く。）及び地域からの信頼性を有する者を理事会において選考し、理事長が任命する。

3 第三者委員の任期は、2年とする。

4 任期の満了前に退任した第三者委員の補欠として選任された第三者委員の任期は、退任した第三者委員の任期の満了する時までとすることができる。

5 第三者委員は、第7条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお第三者委員としての権利義務を有する。

6 第三者委員は、再任することができる。